

茨木市共感創出型公益活動支援事業補助要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市内で市民活動団体が実施する広く共感を呼ぶ活動に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税及び企業版ふるさと納税により調達した寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、茨木市共感創出型公益活動支援事業（以下「本事業」という。）の補助金として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動をいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附（地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附を除く。）をいう。
- (3) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税の制度を利用し、地域の課題又は社会的な課題の解決に向けて市民活動を行う団体が実施する事業に必要な経費を不特定多数の者から調達することをいう。
- (4) 企業版ふるさと納税 地域再生法に基づく地方創生応援税制として、企業が、国が認定した地域再生計画に基づく事業へ寄附を行うことで、法人関係税の税額控除を受けられる制度をいう。

(補助団体)

第3 補助対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員が5人以上であって、活動拠点を市内に有する団体で、市内において市民活動を継続して1年以上行っていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 営利を目的とする団体ではないこと。
- (4) 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体

でないこと。

- (6) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (7) 過去3年間、この要綱による補助金事業又は茨木市提案公募型公益活動支援事業補助の中止又は取消しを受けていないこと。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られるものであること。
- (2) 事業実施にあつては、市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象とし、市内で実施すること。
- (3) 国又は地方公共団体から本補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する費用（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 補助対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 交際費、慶弔費、食糧費等補助対象事業に直接関係しない経費
- (3) 補助対象事業の期間外に発生した経費

(募集)

第6 市長は、補助対象事業の募集に当たっては、事業の実施期間及び実施内容に関する条件、審査の方法及び基準その他募集に関し必要な事項を定めた要領を作成し、公表するものとする。

(補助対象事業の申請及び指定)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市共感創出型公益活動支援補助金指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに申請しなければならない。

- (1) 団体の概要調書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書

- (4) 定款、規約、会則等の写し
 - (5) 構成員の名簿
 - (6) 団体の活動内容が分かる書類
 - (7) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書
 - (8) 誓約書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定にある書類の内容を審査し、交付対象事業の指定又は不指定を決定し、交付対象事業への指定を決定したときは茨木市共感創出型公益活動支援補助金指定通知書（様式第2号）により、不指定の決定したときは茨木市共感創出型公益活動支援補助金不指定決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 前項の指定を受ける事業（以下「指定事業」という。）は、1会計年度において1団体当たり1回とする。
- 4 市長は、交付対象事業の指定又は不指定を決定するにあたり、茨木市共感創出型公益活動支援事業選定会議運営要領に基づき、審査を実施することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による申請の内容について、茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会から推薦された者に意見を求めることができる。
- 6 市長は、第2項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（変更又は中止の申請）

第8 第7の交付対象事業の指定を受けたものは、指定の通知を受けたのちに当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市共感創出型公益活動支援補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の目的、内容の変更のうち、事業の基本的な部分に関わらないもの
 - (2) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの
- 2 前項の規定による変更・中止承認申請があつた場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市共感創出型公益活動支援補助金変更・中止承認書（様式第5号）により申請者に通知する。

（寄附の募集及び受付）

第9 指定事業を実施する団体（以下「指定事業実施団体」という。）は、寄附の募集にあたり、市ホームページやクラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイトへ掲載するための必要事項を市長へ提出しなければならない。

い。

- 2 市長は、クラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイトの運営事業者との協議により、前項の規定により提出された内容が適当と認められるときは、市ホームページや当該サイトに掲載し、クラウドファンディング型ふるさと納税を募集するものとする。
- 3 市長は、企業版ふるさと納税担当課との協議により、第2項の規定により提出された内容が適当と認められるときは、市のホームページ等に掲載し、企業版ふるさと納税を募集するものとする。
- 4 寄附金の受付は、第7の規定により指定事業ごとに受け付けるものとする。
- 5 中止しようとする指定事業に対し、第8に規定する申請を行う前に寄附があった場合は、その寄附金は市に帰属し、共創推進施策に充てるものとする。

(寄附に対する謝意等)

第10 指定事業実施団体は、寄附者に対して、謝意を表明するよう努めなければならない。

- 2 指定事業実施団体が寄附者に対して、団体の会報誌、お礼状その他指定事業の実施に係る送付物を送付する際は、事前に、市に内容の確認を求めなければならない。

(補助金の額)

第11 補助金の額は、指定事業のために受けた寄附金の合計額から寄附金の募集にあたり、要領に定めのある市が負担した費用を除いて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 補助金の交付額は、予算の範囲内で市長が定める。

(指定事業の取消し)

第12 市長は、指定事業実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) 企業版ふるさと納税に関する違反行為が判明したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を文書で通知するものとする。

(交付決定)

第13 市長は、指定事業について、第9第2項及び第3項の規定により受け付けた寄附金を集計し、補助金の交付決定を行い、茨木市共感創外型公益活動支援補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第14 指定事業実施団体は、事業実施期間の属する年度の2月末日までに指定事業を実施の上、別途要領に定められた期日までに、茨木市共感創外型公益活動支援補助金実績報告書(様式第7号)を、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出が確認できるもの(領収書又はNPO法人の監事による監査結果等)
- (4) 指定事業の実施状況が確認できるもの(写真、パンフレット、チラシ等)
- (5) 指定事業の実施に係る契約相手方の一覧
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第15 市長は、第14の完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、茨木市共感創外型公益活動支援補助金確定通知書(様式第8号)により指定事業実施団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16 第15の確定通知書を受けたものは、茨木市共感創外型公益活動支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第17 市長は、第16の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、指定事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の交付決定後、茨木市共感創外型公益活動支援補助金概算払請求書(様式第10号)により補助金を概算払として交付することができる。

3 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けた指定事業実施団体は、

第15の規定による補助金の額の確定後速やかに精算をしなければならない。

4 前項の規定による精算を行った際に、事業実施経費が交付決定額を下回った場合は、その寄附金は市に帰属し、共創推進に係る事業に充てるものとする。

(報告、調査等)

第18 市長は、必要があると認めるときは、指定事業の実施について状況報告書の提出を求め、又は補助金に係る関係書類を調査することができる。

(補助金の返還)

第19 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を指定事業実施団体に返還させるものとする。

(1) 第12の規定により指定事業の決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に補助金が交付されているとき。

(2) 第17第2項の規定による概算払を受けた指定事業を実施しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(個人情報の保護)

第20 指定事業実施団体は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

(書類の保存)

第21 補助金の交付を受けた指定事業実施団体は、指定事業の実施に関する書類及び帳簿等を、補助金の交付を受けた年度の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(その他)

第22 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月19日から実施する。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市共感創出型公益活動支援補助金指定申請書

茨木市共感創出型公益活動支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

申請する事業	
申請目標額	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 消費税等の課税事業者 <input type="checkbox"/> その他
提出書類	1 団体概要調書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 団体の定款、規約、会則等の写し 5 構成員名簿 6 団体の活動内容が分かるもの（総会資料、パンフレット、ちらし等） 7 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書 8 誓約書 9 その他（ ）

[同意]

茨木市共感創出型公益活動支援補助金の申請にあたり、団体及びその代表者の納税状況について茨木市長が市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

氏名（代表者名）
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
(自署の場合は押印不要)

⑨

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市共感創出型公益活動支援補助金指定通知書

年 月 日付け申請の茨木市共感創出型公益活動支援補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付予定とします。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市共感創出型公益活動支援補助金不指定決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市共感創出型公益活動支援補助金については、次の理由により不指定とします。

不指定の理由

年 月 日

茨 木 市 長



様式第4号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市共感創出型公益活動支援補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市共感創出型
公益活動支援補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請いたします。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更・中止理由
- 4 変更・中止前交付決定(予定)額
- 5 変更・中止後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市共感創出型公益活動支援補助金変更・中止承認書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市共感創出型公益活動支援補助金は、次の条件を付けて変更・中止承認します。

条 件

交付決定（予定）額	円
変更・中止増減額	円
変更・中止交付決定（予定）額	円

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第13関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市共感創出型公益活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市共感創出型公益活動支援補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第7号（第14関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市共感創出型公益活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。
消費税等の課税事業者 その他
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類

様式第8号（第15関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市共感創出型公益活動支援補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市共感創出型公益活動支援補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金確定額
- 3 補助金差引額

年 月 日

茨 木 市 長



様式第9号（第16関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市共感創出型公益活動支援補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
共感創出型公益活動支援補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額

様式第10号（第17関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

茨木市共感創出型公益活動支援補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市共感創出型公益活動支援補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算払請求額
- 4 概算払を必要とする理由